

■「ご存じですか?水道料金等の軽減制度

市では、水道料金の「特別家事用」及び「下水道使用料」の「一般用(第2種)」の区分で、次の要件に該当する世帯について料金の軽減を行っています。

対象となる世帯については、必要な書類を添えて申請手続きを行ってください。承認となった翌月から軽減が適用になります。

適用区分

区分ごとの要件に全て該当する世帯が対象です。

◆高齢者の世帯

- ・65歳以上の方のみの世帯
- ・当該年度分市民税が非課税の世帯

◆ひとり親家庭等の世帯

- ・ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている方で、その方の収入で生活している世帯

◆身体障がい者の世帯

- ・身体障害者手帳「1」～「3級」の交付を受けている方がいる世帯

◆知的障がい者の世帯

- ・療育手帳の交付を受けている方がいる世帯

◆精神障がい者の世帯

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ・当該年度分市民税が非課税または均等割のみの世帯



※転入等で本市で税申告を行っていない場合、転入前の市区町村の「課税証明」が必要になりますので、事前にお取り寄せください。

申請場所

市役所2階水道料金課

申し込み・問い合わせ

水道料金課料金グループ
☎23・6514

7月は水道料金の特別徴収強化月間
この期間は、夜間の電話による催告や身分証明書を携帯した徴収員による訪問など、未納世帯への確認、未納額縮小に向けた対応を進めています。水道料金課では、水道料金等に関するご相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

■木造住宅耐震診断・改修補助のお知らせ

昭和56年以前に建てられた木造住宅は、震度6程度で倒壊する恐れがあるため、耐震性を確認する耐震診断や、診断の結果によっては耐震性を高める耐震改修を行う必要があります。

市では、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、費用の一部を補助します。

◆木造住宅耐震診断補助対象住宅

- ・市内に住所がある方が所有している、次の全ての要件に該当する木造住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された、地上2階建て以下の戸建て住宅または、店舗併用住宅

補助金額

耐震診断に要する費用の3分の2(ただし上限は6万円まで)

申し込み期限

12月30日(金)

■自衛官採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所では、平成29年3月・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。



補助金額

点が1・0未満と診断された住宅
上限30万円(耐震改修工事に係る経費により補助金額が変わります)

申し込み期限

12月30日(金)

申し込み・問い合わせ

市都市整備課建築指導グループ
☎23・6466

■一日救急隊長を募集します

稚内消防署では、一次救命処置や応急手当をより身近に感じていただくため、9月4日に「救急の日・消防フェア」を開催します。これに伴い、市民の皆さんから「一日救急隊長」を募集しています。

応募対象

救急業務または救急医療等に興味のある18歳以上の方(男女問わず)

応募期限

7月22日(金)

一日救急隊長の業務内容

- ・一日救急隊長認証式
- ・応急手当の実技や普及用パンフレットの配布
- ・各体験ブースでの市民との交流 など

問い合わせ

稚内消防署救急グループ
☎23・2176

■宗谷海区漁業調整委員の選挙のお知らせ

宗谷海区漁業調整委員とは、漁民の代表として海水面の総合的利用や漁業生産の発展を考えるなど、明日の漁業を支える大切な役割を果たしています。

投票日・投票時間

8月3日(水) 9時～17時
※一部の投票所は16時まで

投票できる方

平成27年12月5日に確定した宗谷海区漁業調整委員選挙人名簿に登録されている方

投票の際は

投票の際は投票所入場券(ハガキ)記載の投票所を確認してください。
市選挙管理委員会事務局
☎23・6293

種目(受験年齢)	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 ※男子のみ (18～27歳未満)	3か月後、自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務または、民間就職希望者は一定期間の勤務で様々な就職援護施策等が受けられます。	9月下旬	随時
一般曹候補生 (18～27歳未満)	部隊勤務を通じて、その主力として活躍する隊員を育成。 ※初任給159,500円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月18日(日)	8月1日(木)～9月8日(木)
航空学生 (18～21歳未満)	航空機のパイロットなどへ。部隊配置後航空手当60%以上 ※初任給159,500円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月23日(金)	
その他採用試験種目	防衛大学校学生、防衛医科大学校医学科・看護学科学生、高等工科大学校生徒ほか		

申し込み・問い合わせ

自衛隊稚内地域事務所
☎23・2721
市総務防災課総務グループ
☎23・6235